

中小企業・SDGsビジネス支援事業 2022年度公示分 Q&A

※一覧表にある質問と回答は、以下の検索ページでもご確認いただけます。

<https://minkanrenkei.jica.go.jp/area/table/26043/eOuN60/M?S=oftbp2ldkfdp>

2022年10月14日掲載分

① 共通事項

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
1	採択案件の公表	募集要項	第2.7. 採択案件の公表	共同企業体を編成するうえでの質問です。現在、国内ビジネスを進めるうえでの企業間の取り決めにより、協業パートナーの企業名を公表しないこととしています。今回採択頂いた場合、当該企業が共同企業体として参画していると全構成員名が公表されることになると思いますが、外部要員の位置付けで事業に関与して頂いた場合も、当該企業名は公表されることになりませんか。	ご理解の通り、提案法人及び共同提案法人名は公表の対象となりますが、外部要員の企業名は公表されません。
2	応募資格要件	募集要項	第3.1. 応募資格要件	共同企業体での応募は可能でしょうか。可能ならば、財務要件や販売実績等はどのように確認するのでしょうか。	可能です。その場合は、提案法人同様に応募資格要件を全て満たしていただく必要があります。共同企業体の財務諸表に係る情報もご提出いただけます。販売実績については募集要項を確認ください。
3	応募資格要件	募集要項	第3.1. 応募資格要件	スタートアップですが、10月より製品を販売します。10月からの販売実績のみでも応募できますでしょうか。	販売実績は公示日(2022/9/15)時点で必要です。ただし、スタートアップ企業は販売実績に関し一部要件緩和がございます。詳しくは募集要項をご確認ください。
4	応募資格要件	募集要項	第3.1. 応募資格要件	弊社の海外子会社と調査を実施する場合は、企業共同の扱いになりますでしょうか。もしくは調査の業務従事者として子会社の人材を登録すればよろしいでしょうか。	本邦に登記されていない法人は応募資格を満たさないため共同企業体となることはできません。他方で、海外子会社の人員が外部要員として調査に従事いただくことは可能です。
5	応募資格要件	募集要項	第3.1. 応募資格要件	第3応募内容(2)③財務要件について、③直近の年商の3年平均が3000万円を下回ることが、条件になるのでしょうか。それとも、上回ることが条件になるのでしょうか。	応募資格要件のうち、年商に係る財務要件は、直近の年商の3年平均が指定金額を下回らないことが条件となります。
6	応募資格要件	募集要項	第3.3. 実施体制及び調査従事者に係る諸条件	共同企業体については、投資を受けている場合には、その企業を共同企業体として記載するのでしょうか。それとも応募事業に関係ない文脈での投資であれば共同企業体として記載する必要のないとの理解でよろしいでしょうか。	提案法人による、または提案法人に対する投資の有無は、共同企業体の参画要件に関係ございません。詳細は募集要項記載の共同企業体の項をご確認ください。
7	応募資格要件	募集要項	第3.3. 実施体制及び調査従事者に係る諸条件	主担当者は提案法人に所属していますが、海外在住でも可能でしょうか。	提案法人ご所属であれば調査主任者、業務主任者が海外在住でもご応募いただけます。海外在住の場合でも、他の従事者と連携しながら事実上の責任者として調査/事業を責任をもって推進いただくことが求められます。
8	応募資格要件	募集要項	第3.3. 実施体制及び調査従事者に係る諸条件	中小企業は、ビジネス化実証事業と普及・実証・ビジネス化事業の併願を除き、複数応募ができないとのこと、他案件の共同企業体にも連なることができないと認識しますが、他案件の外部要員、補強人材になることはできますか。	ご理解の通りです。
9	応募資格要件	募集要項	第3.3. 実施体制及び調査従事者に係る諸条件	業務主任者や調査従事者の定義や資格はありますか。また、当該従事者が正社員か否か、パート社員、業務委託といった会社との契約による違いはありますか。	従事者の制約に関しては募集要項をご確認ください。
10	応募資格要件	募集要項	第3.4. 事業期間並びに JICA から提供できる助言及び調査支援に関する条件等 第3.4. 事業期間、事業経費	地域金融機関が調査に同行する目的は何ですか。	提案法人と地域金融機関のお考えによりですが、地域金融機関自身が資金提供先のビジネスやビジネス環境について理解いただけることは利点の一つと考えております。
11	応募資格要件	募集要項	第3.4. 事業期間並びに JICA から提供できる助言及び調査支援に関する条件等 第3.4. 事業期間、事業経費	地域金融機関連携案件は、地域金融機関と共同企業体を組む必要があるのでしょうか。	共同企業体を組む必要はございませんが、業務従事者として事業/調査に参画いただく必要があります。
12	応募資格要件	募集要項	第3.6. 応募書類	主担当者及び従事者は、提案企業に所属している証明書は求められませんか。	提案企業(共同企業体含む)にかかる主担当者及び従事者証明書はのご提出は特に求めていません。
13	応募資格要件	募集要項	第2.2. 事前登録(必須)	募集要項に「事前登録〆切以降は事前登録で登録されている構成員の範囲でのみ応募することが可能。当該構成員の除外はできるが、変更、代替、事前登録で登録していない構成員の追加は不可。」との記載がありましたが、「普及・実証・ビジネス化事業」において提案法人が個別契約するコンサルタントについても事前登録が必要でしょうか。	提案法人が個別契約するコンサルタントは事前登録は不要ですが、普及・実証・ビジネス化事業では、本登録の際に、「提案法人が個別契約するコンサルタント」を業務従事者として参画させることを希望される場合は、2. 外部人材/補強の情報に登録が必要です。なお、ニーズ確認調査及びビジネス化実証事業では企画書の別紙5調査実施体制において外部要員の情報を記載ください。
14	調査実施体制	募集要項	第3.3. 実施体制及び調査従事者に係る諸条件	よくある問い合わせに、業務主任者の交代は原則として認められません。とありますが、業務主任者は調査主任者と主担当と副担当が該当しますでしょうか。調査主任者と主担当が同一人物でも大丈夫でしょうか。	普及・実証・ビジネス化事業にご応募の場合は業務主任者と呼称し、ニーズ確認調査及びビジネス化実証事業では調査主任者と呼称します。業務主任者もしくは調査主任者は、当該事業を総括される立場の方となりますが、実質的な調査の主担当者と同一人物でも問題ございません。
15	対象経費	既往制度:別添資料3_民間連携事業業務委託契約経理処理(積算)ガイドライン 新制度:別添資料3_調査支援対象費目	4.(3) 各費目の取扱いと留意事項	航空便について、格安航空便の利用は可能でしょうか。	ご利用可能ですが、急な日程変更等ができないため、おすすめはしていません。普及・実証・ビジネス化実証事業においては積算ガイドラインP26をご参照ください。
16	対象経費	既往制度:別添資料3_民間連携事業業務委託契約経理処理(積算)ガイドライン 新制度:別添資料3_調査支援対象費目	4.(3) 各費目の取扱いと留意事項	本邦受入活動費において、カウンターパートを日本に招聘する場合の航空賃については、先方の役職に関わらずエコノミークラス正規割引運賃が上限となりますでしょうか。	ご理解の通りです。
17	対象経費	別添資料7_本支援事業実施中の留意事項	4. 機材輸送にかかる留意点	自社にある中古製品を輸送して現地で使用する場合、往復の輸送費は計上できますか。	輸送費の計上は可能です。

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
18	対象経費	既往制度:別添資料3_民間連携事業業務委託契約経理処理(積算)ガイドライン 新制度:別添資料3_調査支援対象費目	4.(5)再委託費	現地事業パートナー候補に対する現地再委託は可能という理解でよろしいでしょうか。	現地再委託費または現地備人費として計上が可能です。ただし、再委託先の選定にあたっては、コンサルタント等契約における現地再委託ガイドラインに基づき、調達の三原則(公平性、競争性、透明性)に沿ってJICAコンサルタントが調達します。従って、採択企業が希望する特定企業への再委託を行うものではなく、調査目的の達成が可能でコストが適正な再委託先を選定する必要があります。
19	審査基準	別添資料2_審査基準	—	今後の協議の中で現地パートナーとの取り組み形態が変わることが予想されています。予定していた企業が抜ける、あるいは、新たな企業が加わることで申請後においても、全体の取組や当社の役割が大きく変わらない限り審査には影響がないと考えますが、如何でしょうか。	ご理解のとおりです。
20	企画書	様式2_企画書	—	現地パートナーについては、役割やリスク分担を決めて共同で実証実験を行うパートナーに加えて、単なるものの売買を行うパートナー(仕入先・販売先)であったり、システム開発を業務委託するパートナー(業務委託先)など、様々な形態が考えられると思いますが、現地パートナーの定義はあるのでしょうか。	連携の形態を問わず、連携の実態が「現地パートナー」と解釈できる限り、現地パートナーとして申告いただけます。
21	コンサルタント	2022年度募集要項 説明会資料	3.(2)新制度・募集要項のポイント	9月26日の説明会資料(P20-21)について、下記2通りの記載がありますが、募集要項における「応募日」=2022年9月15日との理解でよろしいでしょうか。説明会資料P.20:(3)提案法人が、JICAコンサルタント(JICAコンサルタント要員個人を含む。)から、①本支援事業②本支援事業への応募とは関係ないが、応募日現在、何らかの有償でのサービスの提供を受けている場合。説明会資料P.21:⑤提案法人とJICAコンサルタントの間に2022年9月15日時点で、何等かの契約関係がある	2022年9月15日時点とご理解ください。
22	公示回数	その他	—	来年度は秋公募という点に変更ありませんか。春公募は実施しないのでしょうか。	来年度の公示時期は未定です。
23	採択件数	その他	—	それぞれの事業について、採択数のイメージや目安はありますでしょうか。	全体で2021年度と同等の採択規模を想定しております。それぞれの事業の採択件数の目安は公開しておりません。

②ニーズ確認調査/ビジネス化実証事業

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
24	調査の進め方	募集要項	第1_1. 事業の目的概要	分野の決定はJICAが行うのでしょうか。また、その時期は採択後になりますか。	分野の決定はご提案内容を踏まえ、採択後にJICAにて決定させていただきます。
25	調査の進め方	募集要項	第1_1. 事業の目的概要	新制度で分野の選択は提案企業にて行うのでしょうか。また開発課題への専門性は網羅されておりますか。	新制度へのご応募において、5つの分野の決定は、ご提案内容を踏まえJICAにて決定します。開発課題の専門性については採択企業決定後の採択企業、JICAコンサルタント、JICAの3者での打ち合わせで調査方針等を整理し、必要な専門性を有する人材をJICAコンサルタントで配置する予定です。
26	調査の進め方	募集要項	第1_2. 本支援事業対象国	ニーズ確認調査で2か国に行くことができますか。	ご応募時点で複数か国を調査対象とできますが、現地調査実施対象国は1か国に絞っていただく必要がございます。
27	応募資格要件	募集要項	第3_2. 本支援事業の対象外となる応募	弊社は、ベトナムの喫緊の課題となっている都心部での駐車難を解消する方法として、公園など公共用地を利用した駐車場の設置を提案し、実証実験することを考えています。JICA中小事業・SDGsビジネス支援事業として展開することは可能でしょうか。	恐れ入りますが、個別具体的な提案内容に関する相談は、公示期間中にお受けすることはできません。
28	応募資格要件	募集要項	第3_2. 本支援事業の対象外となる応募	技術を持った中小企業会社と販売代理店としての当社が共同してニーズ確認調査に応募する予定です。その際当社は資本金13億円弱、従業員262人ですが、中堅企業として応募資格要件を満たすでしょうか。満たさない場合担当社員を外部要員として企画書に記入することは可能でしょうか。	中堅企業の定義は法人区分チャートのとおりですが、卸売業の場合、従業員数101人以上かつ資本金10億円超の場合、大企業となります。大企業の社員が外部要員として調査に参画することは可能です。
29	応募資格要件	募集要項	第3_2. 本支援事業の対象外となる応募	弊社が、現地自治体取得済みの土地で、事業実施を検討している場合、本支援事業の対象案件となりますか。	現地自治体による事業実施地の所有の有無は本支援事業の対象是非に直接関係ありません。なお、ビジネス化実証事業に取り組みいただく上で、現地の自治体が所有する土地での事業実施や実証活動に関し、当該自治体と提案法人との間で何らかの合意がとられている場合は、審査基準上プラスの要素として加味されます。
30	応募資格要件	募集要項	第3_2. 本支援事業の対象外となる応募	当社の会計監査人があずさ監査法人様ですが、「ビジネス化実証事業」で農業・農村開発分野にて申請するに際しては、利益相反の考慮が必要になりますか(申請不可となりますか)。	ご提案不可とはなりません。「⑤提案法人とJICAコンサルタントの間に2022年9月15日時点で何らかの契約関係がある」に該当すると考えられますのでご提案にあたっては利益相反の申告が必要です。なお、利益相反に該当する場合JICAコンサルタントは御社の企画書についての分析を行わないのみで、審査への影響はございません。詳しくは募集要項をご確認ください。
31	応募資格要件	募集要項	第3_2. 本支援事業の対象外となる応募	2021年度の全世界スマートフードチェーン構築に向けた途上国ニーズと民間技術 マッチングに係る情報収集・確認調査に採択頂いたのですが、今回の事業において同国、同内容で応募する際は「ビジネス案件化事業」が最適でしょうか。それとも、「ニーズ確認調査」から応募するべきでしょうか。	恐縮ながら公示期間中に個別案件のご相談はお受けしかねます。ニーズマッチング調査実施後の貴社の海外ビジネスの準備状況を踏まえ、各種支援メニューと最も親和性の高い事業にご応募頂けますと幸いです。
32	応募資格要件	募集要項	第3_2. 本支援事業の対象外となる応募	ニーズ確認調査とビジネス化事業を別の国で併願することは可能でしょうか。	提案企業様の法人区分に応じて条件を設けております。詳細は募集要項第3募集内容をご確認ください。
33	応募資格要件	募集要項	第3_2. 本支援事業の対象外となる応募	中小企業の場合、ニーズ確認調査とビジネス実証、別々の案件に応募することは可能でしょうか。	ご応募いただけません。募集要項(P16)をご確認ください。
34	応募資格要件	募集要項	第3_2. 本支援事業の対象外となる応募	旧制度の基礎調査実施済企業が今般のビジネス化実証事業に応募する事は可能でしょうか。	可能です。
35	環境社会配慮	募集要項	第3_2. 本支援事業の対象外となる応募	ビジネス化実証事業の「募集要項(P17)2.本支援事業の対象外となる応募」には、「新規用地取得、非正規住民を含む非自発的住民移転、経済移転を伴わないこと」とあります。提供するサービスが、公共事業にかかわるものであり、現地自治体からの土地の供与を受けた上での、公共施設の整備が含まれる場合、上記は「新規用地取得」には、当たらないとの理解でよろしいでしょうか。	新規用地取得、非正規住民を含む非自発的住民移転、経済移転を伴わないこと、に該当するかは提出いただく環境スクリーニングフォームの回答結果等を踏まえて個別に審査させていただきます。
36	調査実施体制	募集要項	第3_2. 本支援事業の対象外となる応募	地方公共団体(県)が共同企業体に参加する場合、外部要員として企画書に記載するのでしょうか。それとも事業体同様、専用ウェブサイトに登録するのでしょうか。	当該団体が応募対象となる法人区分と合致していれば、共同企業体としてご応募可能です。該当しない場合は、外部要員として企画書に記載ください。
37	調査実施体制	募集要項	第3_3. 実施体制及び調査従事者に係る諸条件	外部要員と補強法人の違いを教えてください。	新制度(ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業)において、「補強法人」は外部要員の所属先名を指します。
38	調査実施体制	募集要項	第3_3. 実施体制及び調査従事者に係る諸条件	外部要員は個人もしくは個人事業主はなることはできないのでしょうか。	可能です。
39	調査実施体制	募集要項	第3_3. 実施体制及び調査従事者に係る諸条件	調査主任者は提案法人に所属する人員しかならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
40	調査実施体制	募集要項	第3.3.実施体制及び調査従事者に係る諸条件	外部要員が調査主任者になることは可能でしょうか。	外部要員は調査主任者になることはできません。
41	調査実施体制	募集要項	第3.3.実施体制及び調査従事者に係る諸条件	海外業務経験に海外でのボランティア歴は記入することは可能ですでしょうか。	可能です。
42	調査実施体制	募集要項	第3.3.実施体制及び調査従事者に係る諸条件	弊社は基本的に業務委託契約を社員と結んでいます。応募する際の調査主任者を業務委託の方に据えることは可能でしょうか。	提案法人に所属する人員であれば調査主任者として提案いただくことは可能です。
43	調査実施体制	募集要項	第3.3.実施体制及び調査従事者に係る諸条件	別会社所属のコンサルタントに調査メンバーとして参加頂く場合、応募時点で外部要員として申請する必要はありますでしょうか。	調査従事者として当該コンサルタントの参画を希望される場合は、申請が必要です。
44	調査実施体制	募集要項	第3.3.実施体制及び調査従事者に係る諸条件	現在、基礎調査委託事業を実施中です。ビジネス化実証事業の採択後に、事業を円滑に進めるために、現在の外部人材と次期分野別のJICAコンサルタントとの協議も必要と考えています。この場合には、文書に現在の外部人材の法人と役職等を記載することが必要でしょうか。記載無しの場合には、協議は不可でしょうか。	新規案件においても外部人材の方が参画を継続される場合、外部要員として記載ください。参画を想定されていない場合、特段の記載は不要で、案件採択後のJICAコンサルタントとの打ち合わせに外部人材にご同席いただき、協議いただくことは可能です。
45	応募書類	募集要項	第3.6.応募書類	募集要項の第3「募集内容」「6. 応募書類」に、「ビジネス化実証事業は、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書」とありますが、中小企業においてはキャッシュフロー計算書の作成及び提出は法律上義務付けられておらず当社においても作成していません。提出は必須でしょうか。また、月別の残高試算表等で代替できるでしょうか。	本応募の際、オンライン入力フォームの「ファイルの提出」の箇所に、キャッシュフロー計算書提出が不可能な場合は理由を記載する欄がございますので、そちらに理由を記載ください。
46	応募書類	募集要項	第3.6.応募書類	「応募情報の登録画面」、「財務諸表 直近3期分」について、「共同企業体の場合は、代表提案法人と構成企業の財務諸表全てを1ファイルに結合してご提出ください。」とありますが、共同企業体同士で、財務諸表を公表し合うことは憚られるため、個別に提出することは可能ですでしょうか。	提案企業様の財務諸表をWEB登録していただき本登録完了とした後、提案企業様より「登録完了したため、応募IDと企業名共同企業体名をお伝え頂き、もう1社の財務を個別に提出したい」旨を下記の窓口アドレスにご連絡ください。 ＜中小企業・SDGsビジネス支援事業窓口 sdg_sme@jica.go.jp＞ そのご連絡を頂いたのち、窓口よりご提出方法をご案内いたします。
47	応募書類	募集要項	第3.6.応募書類	任意提出の応募書類「金融機関確認書」は「3年以上取引関係にある金融機関から～」となっているのですが、設立が2年目で同様の取引があり、その場合、3年未満の関係でも確認書を提出した場合、審査の評価に加点されますか。	法人設立3年未満の場合は、様式5に当該金融機関との取引期間をご記載のうえ、ご提出ください。内容に応じて審査に際して評価に加点します。
48	応募書類	募集要項	第3.6.応募書類	同意書の提出はPDFですが、原本は一部作成で原本を弊社で保存、JICAにはPDFで送付のみで、JICAへ紙の原本提出必要なしでよいでしょうか。	原本の提出は不要です。
49	応募書類	募集要項	第3.6.応募書類	ビジネス化実証事業は、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書の提出となっていますが、上記財務諸表を含む、有価証券報告書の3年分の添付でよいでしょうか。	必要な提出物が網羅されている場合は、有価証券報告書3年分の添付で問題ありません。
50	コンサルタント	募集要項	第3.7. JICAコンサルタントとの利益相反に係る申告	③bのJICAコンサルタント以外のコンサルタントから有償の助言を得ているかどうかは、どのような観点の確認のためのチェックリストとなりますでしょうか。	JICAコンサルタントチームの中に補強人材が配置される場合やコンサルタントチームのメンバーが過去3年の間に他社から転職した場合等において利益相反の有無を確認する観点となります。情報をお持ちであれば助言を受けた個人名も含めて記載をお願いいたします。
51	コンサルタント	募集要項	第3.7. JICAコンサルタントとの利益相反に係る申告	現在、基礎調査を実施中で、JICAコンサルタント一覧にある外部人材が外部人材として参画していますが、この場合には、利益相反に係る申告を行なう必要がありますでしょうか。	本支援事業に先立つ前身事業への参画に該当しますので、利益相反に係る申告をお願いいたします。
52	コンサルタント	募集要項	第3.7. JICAコンサルタントとの利益相反に係る申告	⑤提案法人とJICAコンサルタントの間に2022年9月15日時点で何らかの契約関係がある、その契約内容について入力が必要ですが、例えばJICAコンサルタントの有限責任監査法人トーマツと契約が複数ある場合は、全ての契約内容の記載が必要ですが、それとも代表して契約内容を1つ記載すればよいのでしょうか。	「⑤提案法人とJICAコンサルタントの間に2022年9月15日時点で何らかの契約関係がある」については、JICAコンサルタントの各法人につき代表して1件記載ください。
53	コンサルタント	募集要項	第3.7. JICAコンサルタントとの利益相反に係る申告	本申請にあたって、業務委託として助言を頂いている方(A氏)の取り扱いについて質問です。採択された場合、国内での調査業務をA氏が理事長を務める社団法人への再委託を予定しています。また、海外での現地調査へA氏が同行する予定はございません。現在A氏を「別紙5. 調査実施体制」には記載しない予定です。そのため「別紙10. 利益相反チェックリスト」にも記載不要と理解しておりますが、問題ございませんでしょうか。	A氏が本申請に関して助言を提供されているのであれば、JICAコンサルタントと何らかの関係がないかを確認する観点から、企画書別紙10利益相反チェックリスト③として、その内容を記載ください。 なお、再委託先の選定にあたっては、コンサルタント等契約における現地再委託ガイドラインに基づき、調達の三原則(公平性、競争性、透明性)に沿ってJICAコンサルタントが調達します。従って、採択企業が希望する特定企業への再委託を行うものではなく、調査目的の達成が可能でコストが適正な再委託先を選定することが基本となります。特定業者への再委託が必須の場合はその業者でないとならない理由が明確であり、その価格が妥当であるということが必要です。
54	コンサルタント	募集要項	第5.2. 関係者の役割	採択企業が作成する成果物作成についてJICAコンサルタントのサポートを受けることは可能でしょうか。	可能です。ただし、提案法人への支援・助言・オプション提示を行います。成果物作成等の代行作業は行いませんので予めご了承ください。
55	コンサルタント	募集要項	第5.2. 関係者の役割	現地調査にはJICAコンサルも同行頂けるのですか。	JICAコンサルタントは現地調査に同行可能ですが、稼働日数がコンサルティングサービスの月内に収まること、JICAコンサルタントの都合が合うことが条件になります。
56	成果品	募集要項	第5.2. 関係者の役割	企業からの成果品であるビジネスプランは何ページ程度を想定されていますか。また、形式はパワーポイントでよろしいでしょうか。	成果品のビジネスプランの形式は問いませんが、必要な項目が網羅されていることが条件となります。詳しくは募集要項(P28-29)をご覧ください。
57	調査の進め方	募集要項	第5.2. 関係者の役割	図面や数量表等の作成(設計業務含む)を再委託した場合、それらの業務内容および成果物について、JICA選定コンサル企業によるレビュー/評価は実施されますか。	案件採択後の協議において、図面や数量表等の作成が再委託調査業務として妥当と認められた場合、再委託はJICAコンサルタントを通じて行いますので、成果品についてはJICAコンサルタントが確認します。
58	調査の進め方	募集要項	第5.2. 関係者の役割	ビジネス化支援型事業については、市場調査や事業計画の策定までがスコープであり、現地ビジネスパートナーとのマッチングなどは対象外という理解で合っていますでしょうか。	募集要項においてJICAコンサルタントの支援内容を記載しておりますが、現地パートナー提携交渉支援や短期・中期コスト積算支援等についても支援内容としております。募集要項p30-34をご参照ください。具体的な支援内容は、採択決定後、採択企業とJICA,JICAコンサルタント間の調査方針にかかる協議を経て決定します。
59	カウンターパート/ミニッツ	募集要項	第5.6. 事業対象国関係機関との協議議事録の取り交わし	現地再委託に関する質問です。「普及・実証・ビジネス化事業」では、現地公的機関のカウンターパート(C/P)があることが必須で、目的を問わずC/Pへの費用支払は一切認められないと理解しています。一方新制度では、C/Pがあることは必須とされておりません。新制度で、製品の実証に必要な現地パートナーをC/Pとし、C/Pに費用を支払って、業務の再委託をすることは可能でしょうか。	ニーズ確認調査及びビジネス化実証事業においては、機材製造・購入費等の支援は含まない関係上、協議議事録の取り交わしは不要となり、カウンターパートの設定やミニッツ締結は必須ではありませんが、任意で公的機関/民間を設定することは妨げていません。また再委託業務の際にC/Pを設定する必要もありません。現地パートナーに業務を再委託できないというルールはありませんが、現地再委託先の選定にあたっては、コンサルタント等契約における現地再委託ガイドラインに基づき、調達の三原則(公平性、競争性、透明性)に沿ってJICAコンサルタントが調達します。従って、採択企業が希望する特定企業への再委託を行うものではなく、調査目的の達成が可能でコストが適正な再委託先を選定する必要があります。

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
60	企画書	様式2_企画書	別紙3. 公的機関からの支援状況	別紙3. 公的機関からの支援状況について、JICA以外の公的機関から海外展開についての支援を現在受けている場合は、以下に列挙してください。とありますが、この場合の支援の定義とは何でしょうか。支援プログラムのようなもので金銭の授与を伴う、金銭授与がなくても共同で何かやっているなど。弊社の展開している事業が多岐にわたり、全て網羅できない可能性があります。その場合問題ありませんでしょうか。	支援に明確な定義はありませんが、網羅的な記載が難しい場合、JICAによる本支援事業と類似したものの(別機関による補助金事業等)で主だったものを記載いただくようお願いいたします。
61	企画書	様式2_企画書	基本情報シート	企画書フォームで、共同企業体を構成しない場合には、別紙9は代表以外は入力しないため、基本情報シートで、「未入力の必須項目があります」と表示された状態になってしまう。1)においても(3)で「いいえ」を選択した場合、以下(4)(5)は未入力となるため同様の状態となるが、このまま提出しても問題ないでしょうか。	「未入力の必須項目があります」と表示されたまま提出ください。
62	審査基準	別添資料2_審査基準	—	FAQの「No.b-094」の審査基準に関する質問と回答の内容がよくわかりません。「提案製品・技術・サービスの概要」の概要とは、調査後のビジネスモデル(事業)の概要のことではなく、提案製品・技術・サービスの基本的な情報・特徴、独自性、比較優位性のことではないのでしょうか。	FAQ「No.94」の回答内容に誤りがあり大変失礼しました。ご指摘の「提案製品・技術/サービスの基本的な情報・特徴、独自性、比較優位性」に加え、製品/サービスの国内外での販売実績を指します。
63	審査基準	別添資料2_審査基準	—	募集要項に応募分野・課題が記載されていますが、それらの分野・課題における応募にも関わらず、対象国のODA開発協力方針や計画内に当該分野・課題の記載がない場合採択に影響がありますか。具体的にはタイにおける観光関連産業の振興に関する提案を検討していますが、当該分野は開発途上国の課題に取り組む20の事業構想に含まれる一方、対タイ王国開発協力方針に記載がありませんので、どういう位置付けでしょうか。	対象国のODA開発協力方針や計画内に当該分野・課題の記載がないことをもって、採択への影響はありません。開発途上国の課題に取り組む20の事業構想(JICAグローバル・アジェンダ)との合致度が審査対象となります。
64	審査基準	別添資料2_審査基準	6. 企業としての体制・方針	ビジネス化実証事業「審査基準」における大項目6.「財務基盤」での評価ポイントに、「提案法人は海外展開しうる財務基盤を有するか、地域金融機関連携(加点要素)」とありますが、具体例を示し頂けますか。	財務基盤については、ご提出いただく財務諸表及び信用調査会社のレポートを元に審査します。地域金融機関連携案件については、募集要項(P20)をご確認ください。
65	対象経費	別添資料3_調査支援対象費目	—	現地通訳の費用等は、JICAコンサルタントで積算されますか。	現地通訳の費用はJICAによるご支援が可能です。詳しくは募集要項別添資料3調査支援対象費目をご確認ください。 https://www.jica.go.jp/shotatsu/sdg_bncs_bvs/2022/glkjrk000006n31-att/s3_himoku2022.pdf
66	対象経費	別添資料3_調査支援対象費目	—	講師・通訳等に係る諸謝金は、別紙5.調査実施体制に記載される提案企業の人員でない補強法人の人員に対しても適用されますか。	提案法人所属ではない従事者である外部要員(提案法人に所属しない個人も外部要員となります)は、謝金支払い対象外です。
67	対象経費	別添資料3_調査支援対象費目	—	ビジネス化実証事業では、調査の場所を確保する費用も調査支援対象費目として計上可能ですか。	セミナー等実施の場合は会場費を調査支援対象経費として計上可能です。その他の場合は個別具体的な状況を伺った上で、募集要項別添3調査支援対象費目に照らしての判断となります。
68	対象経費	別添資料3_調査支援対象費目	—	セミナー等参加者の旅費及び交通費用は、関係する政府機関、企業、団体の参加者へ支払いとなりますか。その場合の支払い根拠資料は、どのような文書、書類を用意すればよいでしょうか。	採択企業には採択通知後、調査計画を策定される際に、支払い対象となる内訳を作成いただけます。支払い根拠資料としては宿泊費及び交通費の領収書が必要です。適切な算出根拠等がある場合、事前に単価設定の上でセミナー参加者への渡切とする場合もあります。後者の場合も参加者からの領収書が必要となります。なお、現地での支払いや支払い根拠資料の準備については、基本的にはJICAコンサルタントが実施します。
69	対象経費	別添資料3_調査支援対象費目	—	セミナーの実施回数に制限はありますか。	制限はございません。調査計画に照らして適切な内容・回数をご検討ください。
70	対象経費	別添資料3_調査支援対象費目	—	ビジネス化実証事業を検討しています。機材輸送費に関して、日本から海外現地へ輸送し、その後、現地へ置いて置き、その後のビジネスとして機材装置を利用することは可能でしょうか。	可能です。JICAが輸送に係る経費を負担するのは調査に必要と認められる機材のみとなりますのでご注意ください。また、機材の持ち帰りを想定しない場合、当該機材に関するトラブルを軽減する観点から、輸送に先立って、機材の維持管理の方法、対象国法規制との適合性、必要な経費措置(追加の関税支払いの可能性等)等について事前にJICAに説明し、確認を得てください。
71	対象経費	別添資料3_調査支援対象費目	—	「ニーズ確認調査」で、現地大学との連携の下、同大農場で提案事業に関するパイロットプロジェクトを予定しており、その実施にかかる作業員等の雇用費について、支援経費の「再委託費」を適用しようと思っております。大学の農場のため一般人の入場が原則として禁止されているので、同大の学生、教職員を対象に、過去の事例に基づく雇用費で概算費用を計上し、応募してもよろしいでしょうか。	ご申請可能です。なんらかの業務を委託する場合は再委託費、個別の要員の配置であれば特殊備人費の費目を利用下さい。企画書別紙8「調査経費概算内訳書」の「積算の考え方」に過去の事例に基づく雇用費であることを記載ください。
72	対象経費	別添資料3_調査支援対象費目	—	現地でのセミナー開催費用は一般業務費として認められると理解しています。質問は、現地の方に製品の良さを理解していただくために小規模な実験を行う場合、実験場所の設定や実験材料調達の費用は、セミナーの一種との理解で支援の対象になるでしょうか。	現地で小規模な実験を行う場合、「セミナー等の実施に必要な消耗品等の購入費」としての整理または、再委託費で計上できる可能性があります。募集要項別添3調査支援対象費目を参考に、必要経費を積算ください。
73	対象経費	別添資料3_調査支援対象費目	—	「ビジネス化支援型」において、JICAが配置されるコンサルタントからのコンサルティングサービス費用は、支援金の上限額の枠内には含まれないという理解で問題ないでしょうか。	ご理解の通り含まれません。
74	対象経費	別添資料3_調査支援対象費目	—	本邦受入活動の活動経費は、従前のスキームでは、招聘人数に関係なく1日当たりの経費が決まっていたかと思いますが、今回はそのような基準はありませんでしょうか。	ニーズ確認調査・ビジネス化実証事業・普及・実証・ビジネス化実証事業ともに、招へい人数に関わらず1日あたりの定額となります。
75	対象経費	別添資料3_調査支援対象費目	—	ニーズ確認調査で、自社の教育プログラムをのニーズを確認する際、プロジェクターやディスプレイを使用する必要があります。プロジェクターやディスプレイなど機材レンタル料は一般業務費に含まれますか。	セミナー等開催経費のうち、会場費に包含いただく場合は計上可能です。 https://www.jica.go.jp/shotatsu/sdg_bncs_bvs/2022/glkjrk000006n31-att/s3_himoku2022.pdf
76	対象経費	募集要項	第3.3. 実施体制及び調査従事者に係る諸条件	「ビジネス化実証事業」について、別会社のコンサルタントを調査メンバーとして参加頂く事を検討しております。その場合、費用負担はどこまで可能でしょうか。	外部要員としてのご参画が可能です。旅費や現地調査費のご支援ができます。詳しくは募集要項をご確認ください。
77	応募書類	オンライン入力フォーム	—	3.応募情報の登録の中の対象分野について、中等教育(高校向け活動)は初等教育と高等・技術教育のどちらに該当しますか。	中学校までを初等教育、高校以上(専門学校含む)は高等・技術教育を選択ください。

③普及・実証・ビジネス化事業

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
78	対象国	募集要項	第1.2. 本支援事業対象国	複数国を対象とする申請は可能でしょうか。	普及・実証・ビジネス化事業では複数か国のご提案は受けつけておりません。
79	信用調査	募集要項	第2.3. 信用調査	事前登録した段階で、10月中旬から信用調査があるのでしょうか。	事前登録いただいた全法人(共同企業体の場合は全構成員)を対象として、信用調査会社等に委託して財務情報の確認と聞き取り等による信用調査を実施します。

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
80	対象経費	募集要項	第3.4. 事業期間、事業経費	普及実証ビジネス化事業のうち、2億円(インフラ整備技術推進案件)として応募を予定しておりますが、その際、地域金融機関連携案件の併願が可能だと理解しました。また、併願が可能な場合、「2億円+α(地域金融機関所属の業務従事者の旅費交通費及び人件費等)」が上限額になるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、地域金融機関所属の業務従事者の旅費交通費及び人件費等については、事業費の外数として計上可能です。
81	対象経費	募集要項	第3.4. 事業期間、事業経費	普及・実証・ビジネス化事業において、機材製造・購入費等のうち、普及・実証に必要な機材等の範囲に、消費財=調査実施により使い切ってしまうものは含まれますか。	含まれます。
82	対象経費	別添資料3 民間連携事業業務委託契約経理処理(積算)ガイドライン	4.(3) 各費目の取扱いと留意事項	高額な機材、というのは目安があるのでしょうか。また、例えば実証地域が複数に渡り「2台」導入する、という形で「高額」となった場合も1.5億円枠に応募できるのでしょうか。	機材費にかかる「高額の目安」はございません。また、実証地域が複数の場合も1.5億円への応募を妨げませんが、その理由・必要性については企画書にて十分にご説明いただく必要があります。
83	対象経費	別添資料3 民間連携事業業務委託契約経理処理(積算)ガイドライン	4.(3)2-1 機材製造・購入・輸送費	機材を対象国に輸送し、通関・引き取り後、据付までの期間(通関終了後～据付完了までの間)、盗難等防止のために安全が確保される民間の倉庫に機材を保管する必要があるが、機材製造・購入・輸送費に、機材保管料を計上することが可能でしょうか。	計上可能です。契約交渉にて、必要な保管料、機材の維持管理の方法、対象国法規制との適合性、必要な経費措置等についてJICAに説明し、確認を得てください。
84	対象経費	別添資料3 民間連携事業業務委託契約経理処理(積算)ガイドライン	4.(3)2-1 機材製造・購入・輸送費	実証活動で用いる機材について、賠償責任保険料を直接経費として予算計上することは可能でしょうか。例えば実証活動で昇降機を用いる場合、普及・実証・ビジネス化事業では機材の所有者はJICAとなり、事業期間中は受注者に貸与されますが、昇降機賠償責任保険料を直接経費として予算計上することは可能でしょうか。	輸送保険料は計上可能ですが、機材の貸与者であるJICAに対する損害賠償保険であれば、計上不可です(受注者に善管義務があります)。また、当該機材の、実証国におけるユーザーへの損害賠償保険であれば、管理費から支出してください。ご質問の階段昇降機については、実証国においても法的に昇降機と分類されているか、当該機材の保険が実証国、あるいは、日本の保険で海外使用をカバーするものがあるかも確認が必要です。
85	対象経費	別添資料3 民間連携事業業務委託契約経理処理(積算)ガイドライン	4.(3)2-1 機材製造・購入・輸送費	対象国内の機材(現地調達済の原材料含む)の輸送費は計上可能でしょうか。	計上可能です。見積金額内訳書II直接経費、1(2)輸送費・保険料・通関手数料、費目:業務対象国内 輸送費に計上ください。
86	対象経費	別添資料3 民間連携事業業務委託契約経理処理(積算)ガイドライン	4.(3)2-1 機材製造・購入・輸送費	自社の従業員が現地に行って自社製品の敷設工事を行う場合について、経理処理(積算)ガイドラインのP5(6)では「提案法人(補強人材の所属先も含む)の直接人件費は計上できません。」とあるが、P22①-7では、「現地での機材組立・据付・製造・試運転等を目的として、提案法人が技術者を派遣する必要がある場合は、「現地工事費」に旅費や労務費を計上することが可能」と記載があります。どちらが優先されるのでしょうか。	現地での機材組立・据付・製造・試運転等を目的とする場合に限り、提案法人の技術者の労務費を計上することが可能です。その他の目的の場合は労務費の計上はできません。
87	対象経費	別添資料3 民間連携事業業務委託契約経理処理(積算)ガイドライン	—	実証機関のネットワーク整備費用や事業期間中のネットワーク接続費用は計上可能でしょうか。	相手国実証機関のインシヤルコストや、事業実施期間中の機材運用にかかるランニングコスト(ネットワーク接続費用や光熱費)は、事業費にて計上できません。協議議事録にて相手国実証機関と提案企業内で費用の負担方法を合意ください。
88	対象経費	別添資料3 民間連携事業業務委託契約経理処理(積算)ガイドライン	4.(3)2-1 機材製造・購入・輸送費	機材を対象国に輸送し、通関・引き取り後、据付までの期間(通関終了後～据付完了までの間)、盗難等防止のために安全が確保される民間の倉庫に機材を保管する必要があるが、機材製造・購入・輸送費に、機材保管料を計上することが可能でしょうか。	計上可能です。契約交渉にて、必要な保管料、機材の維持管理の方法、対象国法規制との適合性、必要な経費措置等についてJICAに説明し、確認を得てください。
89	対象経費	別添資料3 民間連携事業業務委託契約経理処理(積算)ガイドライン	4.(3)2-1 機材製造・購入・輸送費	実証活動で用いる機材について、賠償責任保険料を直接経費として予算計上することは可能でしょうか。例えば実証活動で昇降機を用いる場合、普及・実証・ビジネス化事業では機材の所有者はJICAとなり、事業期間中は受注者に貸与されますが、昇降機賠償責任保険料を直接経費として予算計上することは可能でしょうか。	輸送保険料は計上可能ですが、機材の貸与者であるJICAに対する損害賠償保険であれば、計上不可です(受注者に善管義務があります)。また、当該機材の、実証国におけるユーザーへの損害賠償保険であれば、管理費から支出してください。ご質問の階段昇降機については、実証国においても法的に昇降機と分類されているか、当該機材の保険が実証国、あるいは、日本の保険で海外使用をカバーするものがあるかも確認が必要です。
90	対象経費	別添資料3 民間連携事業業務委託契約経理処理(積算)ガイドライン	4.(3)2-1 機材製造・購入・輸送費	対象国内の機材(現地調達済の原材料含む)の輸送費は計上可能でしょうか。	計上可能です。見積金額内訳書II直接経費、1(2)輸送費・保険料・通関手数料、費目:業務対象国内 輸送費に計上ください。
91	対象経費	別添資料3 民間連携事業業務委託契約経理処理(積算)ガイドライン	4.(3)2-1 機材製造・購入・輸送費	自社の従業員が現地に行って自社製品の敷設工事を行う場合について、経理処理(積算)ガイドラインのP5(6)では「提案法人(補強人材の所属先も含む)の直接人件費は計上できません。」とあるが、P22①-7では、「現地での機材組立・据付・製造・試運転等を目的として、提案法人が技術者を派遣する必要がある場合は、「現地工事費」に旅費や労務費を計上することが可能」と記載があります。どちらが優先されるのでしょうか。	現地での機材組立・据付・製造・試運転等を目的とする場合に限り、提案法人の技術者の労務費を計上することが可能です。その他の目的の場合は労務費の計上はできません。
92	対象経費	別添資料3 民間連携事業業務委託契約経理処理(積算)ガイドライン	4.(3)2-1 機材製造・購入・輸送費	自社にある中古機材を現地で使用したいが、損料扱いの機材とすることは可能でしょうか。その際、往復の輸送費は計上可能でしょうか。	調査用資機材として機能することを当然の前提として、受注者が所有するところの、新規購入でない(=中古)資機材を損料対象機材とすることは可能です。この際、損料とともに輸送費も計上可能ですが、損料については以下の点に御注意ください。 ・損料対象期間は、稼働確認日から現地での使用最終日までです。輸送期間や組立/解体期間は含まれません。 ・損料は、簿価に基づく減価償却額相当額となります。
93	対象経費	別添資料3 民間連携事業業務委託契約経理処理(積算)ガイドライン	表1 スキーム別 計上可能費目一覧表	対象国で提案製品を使用するには、対象国の公的機関に対し登録手続きをする必要がありますが、その登録にかかる費用は予算として計上可能でしょうか。	許可可や認証にかかる諸費用は計上できません。ただし、調査期間のみ有効な登録であれば計上可能です。
94	応募書類	募集要項	第3.6. 応募書類	登記事項証明書(写し)もしくは履歴事項全部証明書について、発行日が公示日前のものは無効でしょうか。	公示日(2021年9月15日)から起算し、3か月以内の発行日のものが有効です(公示日より3か月以上も前に発行されたものは無効という意味です。なお、公示日以降に発行されたものも有効です)。
95	応募書類	募集要項	第3.6. 応募書類	ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定書について、「ひょうご仕事と生活の調和推進認定企業」は対象外でしょうか。また、対象であった場合、応募期日後に正式認定となった場合、加点対象にはならないのでしょうか。	募集要項に記載された書面以外は審査における加点対象外となります。
96	応募書類	募集要項	第3.6. 応募書類	財務諸表に関して、SDGsビジネス支援型は、「直近3か年の(連結ではなく単体の)貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書」の提出が求められていると理解しております。当社において、単体のキャッシュフロー計算書はないのですが、キャッシュフロー計算書のみ連結のものを提出する形でも問題ないでしょうか。	連結のキャッシュフローは提出不要です。単体でのキャッシュフローが提出不可の場合、本応募の際、オンライン入力フォームの「ファイルの提出」の箇所に、キャッシュフロー計算書提出が不可能な場合は理由を記載する欄がございますので、そちらに理由を記載ください。
97	カウンターパート/ミニッツ	募集要項	第4.5. 機材製造・購入費等 第5.3. 相手国実施機関との協議議事録の取り交わし	普及・実証・ビジネス化事業は、カウンターパートは公共機関である必要があり、そのミニッツが締結されている必要があるという理解でよろしいでしょうか。	対象国の公的機関の関与を想定しないBtoBのビジネスをご提案頂くことも可能ですが、実証で活用する調達機材がある場合は、その譲与先は、公的機関となります。なお、協議議事録(ミニッツ)の締結は、機材譲渡の他に、相手国実施機関に求める協力・責任等があるなど、他の条件も含めミニッツの要否を採択後にJICAと協議させていただきます。詳細は普及・実証・ビジネス化実証事業の募集要項(P24-25)をご確認ください。

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
98	カウンターパート/ミニッツ	募集要項	第5.3. 相手国実施機関との協議議事録の取り交わし	募集要項(P25)において、「相手国実施機関との協議議事録の取り交わし」の記載があります。基本、資機材の調達の有無による、協議議事録に必要性が書かれておりますが、以前は、「JICAとの普及・実証・ビジネス化事業のみならず、他の支援事業の業務委託契約で資機材を購入しない場合であっても、相手国実施機関等に本支援事業にかかる便宜供与や責任分担を求める場合や、本支援事業を相手国と共同事業と位置付けるために事業概要等にかかる合意が必要となる場合は、協議議事録を取り交わします。」という文言がございましたが、今回からその記載がなくなっております。場合によって時間がかかる可能性があることは承知しておりますが、提案予定業務の内容上、協議議事録を交わし、JICA側とも政府側とも連携して動いている旨、合意が取れてから動いたほうが、適切を考えております。このような場合の協議議事録の締結も、JICAとしても問題ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。協議議事録(ミニッツ)の締結は、機材譲渡の他に、相手国実施機関に求める協力・責任等があるなど、他の条件も含めミニッツの要否を採択後にJICAと協議させていただきます。
99	カウンターパート/ミニッツ	募集要項	第5.3. 相手国実施機関との協議議事録の取り交わし 第3.6. 応募書類	契約締結前にカウンターパートとの協議議事録を結ばばよろしいでしょうか。また、企画書提出時にはレター(協議議事録ではないが、カウンターパートの協力同意が記載された内容等)は必要でしょうか。	ご理解の通り、協議議事録は採択後一契約前までに締結をお願いします。なお、企画書ご提出時はレター含め必須とはしておりません。
100	カウンターパート/ミニッツ	募集要項	第2.1. 全体スケジュール	一部の国では採択後からミニッツ合意・契約締結まで時間を要すると聞いております。早期締結を促すため、貴構からの先方への後押しや相手の行動を促す工夫はありますでしょうか。	JICAの主担当課及び当該国の在外事務所より可能な範囲でご支援させていただきます。
101	企画書	様式2_企画書	別添1_提案機材・システムの競合技術との比較	企画書の別添1「提案機材・システムの競合技術との比較」の枚数、字数等の制限はございますか。画像挿入等の関係で、例えば、A4横で2ページでも可能でしょうか。	文字数の制限はありませんが、別添1のフォーマットに沿って1A4縦1ページ以内にて記載をお願いします。
102	企画書	様式2_企画書	別添1_提案機材・システムの競合技術との比較	企画書の「別添1_提案機材・システムの競合技術との比較」には「機材・システムを中心とする提案の場合は必ず作成ください。(該当しない場合は空欄)」と記載されています。該当しない場合でも「別添1」は空欄のまま提出する必要がありますでしょうか。	空欄のままご提出をお願いします。
103	企画書	様式2_企画書	別添2_活動計画表	企画書の別添2「活動計画表(例)」は、エクセルで作成した表を縮小貼付けする、でもよろしいでしょうか。また、複数枚でも可能でしょうか。	様式は不問ですが、A4横1枚に収まる形でご提出をお願いします。
104	企画書	様式2_企画書	—	『1-(2)-③、当該国におけるビジネスの実施体制』について『実施体制』とは、「普及・実証・ビジネス化事業」を行っている期間(例:3年)を指しますか、あるいは、同事業完了後のビジネス展開も含めた実施体制を指しますか(例:今後5年)。	普及・実証・ビジネス化事業終了後のビジネス展開における実施体制について記載をお願いします。
105	企画書	様式2_企画書	—	様式2_企画書(P3)の収支計画書の作成や外国製品との価格比較はドル建て表記でも良いでしょうか。	記載にかかる通貨は不問です。通貨・単位がわかるようにご記載ください。
106	地域金融機関連携携案件	様式3_見積金額内訳書・見積金額内訳明細書	—	地域金融機関人材の活用を予定しております。地域金融機関人材から自社業務の範囲内とするため、日当宿泊の提供は受けるが人件費については不要であるとの返答がありました。見積金額内訳書(Excel)に入力の際、格付けを入力しないとエラーとなります。どのように入力すればよいでしょうか。	見積金額内訳書の「従事者明細」シートの「分類」で「Z」を選択ください。採択後にJICA担当者で相談の上、正しい分類に修正をお願いいたします。